

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成９年１２月町田市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「昭和２６年建設省令第１９号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第１１条第１項中「第３項」を「第４項」に、「第１５条第１項」を「第１６条第１項」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第３項中「第１５条第１項」を「第１６条第１項」に改め、同項を同条第４項とし、同条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 市営住宅の使用者（省令第８条に規定する者に限る。）が第２４条に規定する収入に関する報告をすること、及び第３４条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営住宅の使用料を、毎年度、令第２条で定めるところにより、省令第９条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第２７条第１項中「使用者（以下）」を「市営住宅の使用者（第３２条において）」に改め、「かかわらず」の次に「、毎年度、第２５条の規定により認定された収入に基づき」を加え、「第１５条第１項」を「第１６条第１項」に改め、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２ 市営住宅の使用者（省令第８条に規定する者に限る。）が前項の規定に該当する場合において、第２４条に規定する収入に関する報告をすること、及び第３４条第１項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第１１条第２項及び前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営住宅の使用料を、毎年度、令第８条第３項において準用する同条第２項で定めるところにより、省令第９条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第 29 条第 1 項中「第 27 条第 1 項」を「第 2 項並びに第 27 条第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 34 条第 1 項中「第 11 条第 1 項」及び「第 27 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 27 条第 2 項」を「第 27 条第 3 項」に改める。

第 38 条中「第 11 条第 1 項」及び「第 27 条第 1 項」の次に「若しくは第 2 項」を加え、「第 11 条及び令第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び令第 16 条第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 1 項の改正規定（「第 3 項」を「第 4 項」に改める部分を除く。）、同条第 3 項の改正規定（「第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める部分に限る。）、第 27 条第 1 項の改正規定、第 38 条の改正規定（「第 11 条及び令第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び令第 16 条第 2 項」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の町田市営住宅条例（以下この項において「新条例」という。）第 11 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定による使用料の決定に関し必要な手続その他の行為は、平成 30 年 4 月 1 日前においても、新条例の例により行うことができる。

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 共同施設 児童遊園、集会所、高齢者生活相談所、駐車場等法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。<u>以下「省令」という。</u>）第1条に規定する施設をいう。 (3) ・ (4) 略 (使用料の決定) 第11条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（<u>第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。</u>）以下で令第2条及び令<u>第16条第1項</u>に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第24条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、第34条第1項の規定による<u>報告の請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</u> <u>2 市営住宅の利用者（省令第8条に規定する者に限る。）が第24条に規定する収入に関する報告をすること、及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営住宅の使用料を、毎年度、令第2条で定めるところにより、省令第9条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</u> <u>3 略</u> <u>4 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第16条第1項に定める算定</u>	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 共同施設 児童遊園、集会所、高齢者生活相談所、駐車場等法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第1条に規定する施設をいう。 (3) ・ (4) 略 (使用料の決定) 第11条 市営住宅の毎月の使用料は、毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃（<u>第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。</u>）以下で令第2条及び令<u>第15条第1項</u>に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第24条の規定による使用者からの収入に関する報告がない場合において、第34条第1項の規定による<u>請求を行ったにもかかわらず、使用者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</u> <u>2 略</u> <u>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第15条第1項に定める算定</u>

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
方法により算定した額とする。 (収入超過者の使用料) 第27条 前条の規定に該当する市営住宅の使用者(第32条において「収入超過者」という。)が当該市営住宅を引き続き使用しているときは、第11条第1項の規定にかかわらず、<u>毎年度、第25条の規定により認定された収入に基づき</u>、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第16条第1項に定める算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。 <u>2 市営住宅の使用者(省令第8条に規定する者に限る。)</u>が前項の規定に該当する場合において、<u>第24条に規定する収入に関する報告をすること、及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、市長は、第11条第2項及び前項の規定にかかわらず、当該使用者の市営住宅の使用料を、毎年度、令第8条第3項において準用する同条第2項で定めるところにより、省令第9条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。</u> <u>3 第13条第1項から第4項までの規定は、前2項の使用料について準用する。</u> (高額所得者の使用料等) 第29条 市営住宅の使用者が高額所得者である場合は、第11条第1項及び<u>第2項並びに第27条第1項及び第2項の規定にかかわらず</u>、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2・3 略 (収入状況の報告の請求等) 第34条 市長は、第11条第1項若しくは<u>第2項、第27条第1項若しくは第2項若しくは第29条第1項の規定による使用料の決定、第13条第1項(同条第5項、第27条</u>	方法により算定した額とする。 (収入超過者の使用料) 第27条 前条の規定に該当する<u>使用者(以下「収入超過者」という。)</u>が当該市営住宅を引き続き使用しているときは、第11条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び<u>令第15条第1項に定める算定方法により算定した額の使用料を納付しなければならない。</u> <u>2 第13条第1項から第4項までの規定は、前項の使用料について準用する。</u> (高額所得者の使用料等) 第29条 市営住宅の使用者が高額所得者である場合は、第11条第1項及び<u>第27条第1項の規定にかかわらず</u>、当該市営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2・3 略 (収入状況の報告の請求等) 第34条 市長は、第11条第1項、第27条第1項若しくは第29条第1項の規定による使用料の決定、第13条第1項(同条第5項、<u>第27条第2項又は第29条第3項において</u>

町田市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
第3項又は第29条第3項において準用する場合を含む。)の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第32条の規定による住宅のあっせん等に関し必要があると認めるときは、使用者又は同居者の収入の状況について、当該使用者若しくは同居者又はその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2 略 (市営住宅建替事業等に係る使用料の特例) 第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第2項、第27条第1項若しくは第2項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び令第16条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。 (1) ・ (2) 略	準用する場合を含む。)の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第32条の規定による住宅のあっせん等に関し必要があると認めるときは、使用者又は同居者の収入の状況について、当該使用者若しくは同居者又はその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。 2 略 (市営住宅建替事業等に係る使用料の特例) 第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第27条第1項又は第29条第1項の規定にかかわらず、令第11条及び令第15条第2項で定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。 (1) ・ (2) 略